

## 院外処方における一般名処方開始のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当院院外処方に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当院では、国の推進する施策に則り、後発品が存在する医薬品について、薬価基準に記載されている品名に代え、一般的名称に剤形及び含量を付記した記載（いわゆる「一般名処方」）による処方箋の交付を以下の内容にて開始することになりましたので、お知らせいたします。

敬具

### 記

#### ●開始時期

平成 24 年 7 月 5 日（木）より

#### ●院外処方箋への表記ルール

【般】＋ 一般名 ＋ 剤型 ＋ 含量

#### ●今回一般名処方とする医薬品（約 500 品目）

- ・ 2 点加算対象薬 および一部の局方品（先行実施済み）

ただし、配合剤や一部の徐放剤等、現段階で表記に公的基準がないものについては、調剤過誤や現場の混乱を避けるため、厚労省からの基準が明らかになってからの対応とし、当面は一般名処方の対象外とします。

※一部の徐放剤とは、複数の徐放性剤が存在（例えば、ニフェジピン やテオフィリン製剤 など）し、調剤過誤や現場の混乱を招くもの意味しています。

#### ●保険薬局から当院への『一般名処方の調剤銘柄』及び『後発品への変更銘柄』情報のフィードバック（FAX 返信）は、不要とします。

以 上

問い合わせ先：山形済生病院薬剤部 羽太（はぶと）まで  
☎ 023-682-1111（病院代表）